

加配定数の振り替えによらない小学校３５人学級の実施、中学校での３５人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に３５人に引き下げられます。小学校の３５人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、３５人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。

本市でも、「第２次中央市教育振興基本計画」を市政教育の基本に据え、生きる力をはぐくむ教育・命を大切に作る教育・信頼しあう教育の推進や誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけたゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

- １． 小学校の３５人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への３５人学級を実施すること。
- １． 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員などの教職員定数改善を推進すること。
- １． 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- １． 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月２４日

山梨県中央市議会